

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年８月１２日

大津市長 佐藤 健司

１ 競争入札に付する事項

- (１) 件名 大津市立東部こども療育センタービジネスフォン等一式賃貸借（リース）
 - (２) 賃借物件 大津市立東部こども療育センタービジネスフォン等一式
 - (３) 賃貸借期間 令和８年１１月１日から令和１５年１０月３１日まで
 - (４) 賃借物件の仕様 仕様書のとおり
 - (５) 納入場所 大津市萱野浦１番１１号 大津市立東部こども療育センター
 - (６) その他 第三者賃貸方式（本市、納入業者及びリース会社の三者間で契約を締結し、物件を納入業者の責任においてリース会社をして本市に賃貸する方式をいう。以下同じ。）適用
- ※ 納入業者は賃借料総額（税抜き）で入札する。本市は、納入業者とリース業者間の代金決済について関知しない。

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (１) 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (２) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (３) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (４) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (５) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 第三者賃貸方式の第三者である賃貸人たるリース会社（当該リース会社は、本件入札において自ら入札に参加する者又は第三者賃貸方式による２以上の納入業者の賃貸人たるリース会社でないこと。）を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。
- (9) 過去２年間に於いて国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と同様の電話機賃貸借に係る契約を２件以上締結し、これらを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間

令和８年８月１２日（水）から同年９月３日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

(2) 受付場所

〒５２０－０８０２ 大津市馬場二丁目１３番５０号

大津市立やまびこ総合支援センター２階事務所 やまびこ総合支援センター
（電話０７７－５２７－０４７９）

(3) 方法

前号の受付場所に持参又は郵送により提出することとし、第１号の受付期間内に必着とする。
なお、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限る。

4 契約条項を閲覧する場所

大津市馬場二丁目１３番５０号 大津市立やまびこ総合支援センター２階事務所
やまびこ総合支援センター（電話０７７－５２７－０４７９）

5 競争入札の日時及び場所

(1) 日時 令和８年９月２８日（月）午後２時

(2) 場所 大津市馬場二丁目１３番５０号 大津市立やまびこ総合支援センター４階大会議室

6 入札保証金に関する事項

規則第５条による。

7 入札無効の要件

規則第１３条による。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

本市が発注する「大津市立東部こども療育センタービジネスフォン等一式賃貸借（リース）」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 大津市立東部こども療育センタービジネスフォン等一式賃貸借（リース）
 - (2) 賃借物件 大津市立東部こども療育センタービジネスフォン等一式
 - (3) 賃貸借期間 令和8年11月1日から令和15年10月31日まで
 - (4) 賃借物件の仕様 仕様書のとおり
 - (5) 納入場所 大津市萱野浦1番11号 大津市立東部こども療育センター
 - (6) その他 第三者賃貸方式(本市、納入業者及びリース会社の三者間で契約を締結し、物件を納入業者の責任においてリース会社をして本市に賃貸する方式をいう。以下同じ。) 適用
- ※ 納入業者は賃借料総額（税抜き）で入札する。本市は、納入業者とリース業者間の代金決済について関知しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 第三者賃貸方式の第三者である賃貸人たるリース会社（当該リース会社は、本件入札にお

- いて自ら入札に参加する者又は第三者賃貸方式による2以上の納入業者の賃貸人たるリース会社でないこと。)を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。
- (9) 過去2年間において国(公社又は公団を含む。)又は地方公共団体との間で、本件と同様の電話機賃貸借に係る契約を2件以上締結し、これらを履行した実績(履行中のものを含む。)を有する者であること。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加確認申請書及び誓約書【様式 1-1】(令和8年度分で大津市の入札参加申請(以下「指名願」という。)を提出している者は、「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。)

イ 資本関係報告書【様式 1-2】

ウ 第三者賃貸方式による貸付能力証明書【様式 1-3】

エ 実績調書【様式 1-4】

オ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒(長形3号の封筒に返信先を記載し、460円切手〔定形郵便物50g以内110円+簡易書留料金350円〕を貼り付けたもの)

カ 令和8年度分で大津市の指名願を提出していない者については、(ア)から(キ)までに掲げる書類に加えて次の書類も提出すること。

(ア) 納税証明書(納期が到来した全ての税目で未納がないことが分かるもの)

a 本店に係る市町村税分(当該市町村発行)

b 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分(大津市発行)

c 消費税及び地方消費税分(税務署発行)

※a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。

(イ) 登記事項証明書(本店直轄の法務局発行)又は身分証明書

(ウ) 委任状【様式 2-1】

※本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任する場合

(エ) 誓約書【様式 2-2】

(オ) 役員名簿(任意様式)

(カ) 印鑑証明書

(キ) 使用印鑑届【様式 2-3】

※実印以外の印鑑により入札書を作成する場合

なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

- (2) 前号ア、イ、ウ並びにカ(ウ)、(エ)及び(キ)に掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和8年度大津市委託業務入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合又は指名願を提出していない者であって、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任する場合にあつては、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

(3) 申請者は、第 1 号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）から同年 9 月 3 日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 6 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

〒 5 2 0 - 0 8 0 2 大津市馬場二丁目 1 3 番 5 0 号

大津市立やまびこ総合支援センター 2 階事務所 やまびこ総合支援センター

（電話 0 7 7 - 5 2 7 - 0 4 7 9）

ウ 方法

第 4 号イの受付場所に持参又は郵送により提出することとし、第 4 号アの受付期間内に必着とする。なお、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限る。

(5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和 8 年 9 月 2 1 日（月）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、第 1 号の通知書にその理由を付す。なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和 8 年 9 月 2 4 日（木）までに大津市こども未来部こども総合支援局こどもの育ち支援課へその旨を記載した書面を提出すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市立やまびこ総合支援センター 2 階事務所において閲覧することができる。

閲覧期間は、令和 8 年 8 月 1 2 日（水）から同年 9 月 3 日（木）まで（市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

6 入札条件

(1) 入札日時 令和 8 年 9 月 2 8 日（月）午後 2 時

(2) 場所 大津市馬場二丁目 1 3 番 5 0 号

大津市立やまびこ総合支援センター 4 階大会議室

(3) 入札保証金 大津市契約規則（昭和 4 0 年規則第 3 5 号。以下「契約規則」という。）第 5 条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

(4) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(5) 最低制限価格 設定しない。

(6) 契約保証金 契約規則第 2 4 条による。

- (7) 入札回数 3回までとする。
- (8) 支払条件 仕様書に掲げる期間分につき、当該各号に定める額を、それぞれ、その期間満了後に適法な支払い請求書を受領後、30日以内に支払う。

(9) 契約にかかる特記事項

本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第1項第3号の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算が減額又は削除があった場合は、本件契約を解除することがある。

(10) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(11) 入札に関する注意事項

ア 見積内訳書の持参

入札時には必ず見積内訳書（委託業務名、入札者の所在地・名称又は商号名・代表者職氏名を記載）を持参のこと。見積内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容が分かるものとする。見積書内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

イ 代理人による入札

入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。

ウ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の日付

第1号の入札日を記載すること。ただし、再度入札の場合は、再入札通知書に示す再入札日を記載すること。

オ 入札説明会

実施しない。

カ 質問について

疑義等がある場合には、令和8年8月21日（金）までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市こども未来部こども総合支援局こどもの育ち支援課へ電子メールにて送信すること。

※ 電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、大津市こども未来部こども総合支援局こどもの育ち支援課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要

送信先アドレス otsu1428@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-527-0479

質問回答日時 令和8年8月28日（金）午後5時 本市ホームページ上（ホーム＞事業者向け＞入札・契約＞一般競争入札＞質問・回答）に掲載

キ 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(ア) 契約規則第13条に該当する入札

(イ) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

ク 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

ケ 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合は、2回を限度として再度入札をする。

コ その他

(ア) 大津市の指名願を提出していない者については、「入札書」に押印する印鑑は実印とする。なお、実印以外の印鑑により入札、契約等を行う場合は、使用印鑑届を提出すること。

(イ) この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市こども未来部こども総合支援局こどもの育ち支援課

電話番号 077-527-0479（やまびこ総合支援センター直通）

入 札 心 得

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 1. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 1. 入札書は本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。
 1. 入札書は記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函すること。
 1. 入札者が代理人をして入札させるときは、入札者の委任状を提出すること。
この場合、入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。
 1. 入札者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
 1. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 1. 入札者のうち、予定価格以下で、最低価格の者を落札者とする。
 1. 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 1. 開札の結果、落札者がいないときは 2 回を限度として再度入札をする。
ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。
 1. 最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
 1. 次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札。
 - ロ. 入札金額を訂正した入札。
 - ハ. 入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。
 - ニ. 入札書記載の金額、名称、氏名、印影、その他入札要件の記載漏れ、又は誤記等により内容が確認できないとき。
 - ホ. 入札書及び委任状において、記載されている日付が、入札公告又は指名通知等に示す入札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
 - ヘ. 同一の入札者が同時に 2 通以上の入札書を提出したとき。
1. 落札者が決定したときは、その旨口頭をもって通知する。
 1. 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届をこどもの育ち支援課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行なう。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行なう。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 1. 落札者が決定するまで入札場所から退場することはできない。
ただし、指示をあたえたときはこの限りでない。